

給水装置・排水設備工事の各種事前協議

電子申請利用者マニュアル

令和6年3月作成

鹿児島市水道局 給排水設備課
(南部・北部審査係)

目次

1 概要	3
1.1 電子申請可能な事前協議	3
1.2 利用上の注意事項	4
2 電子申請の手続き方法	5
3 電子申請後に不備等が確認された場合	15
お問い合わせ先	22
マニュアル更新履歴	22

1 概要

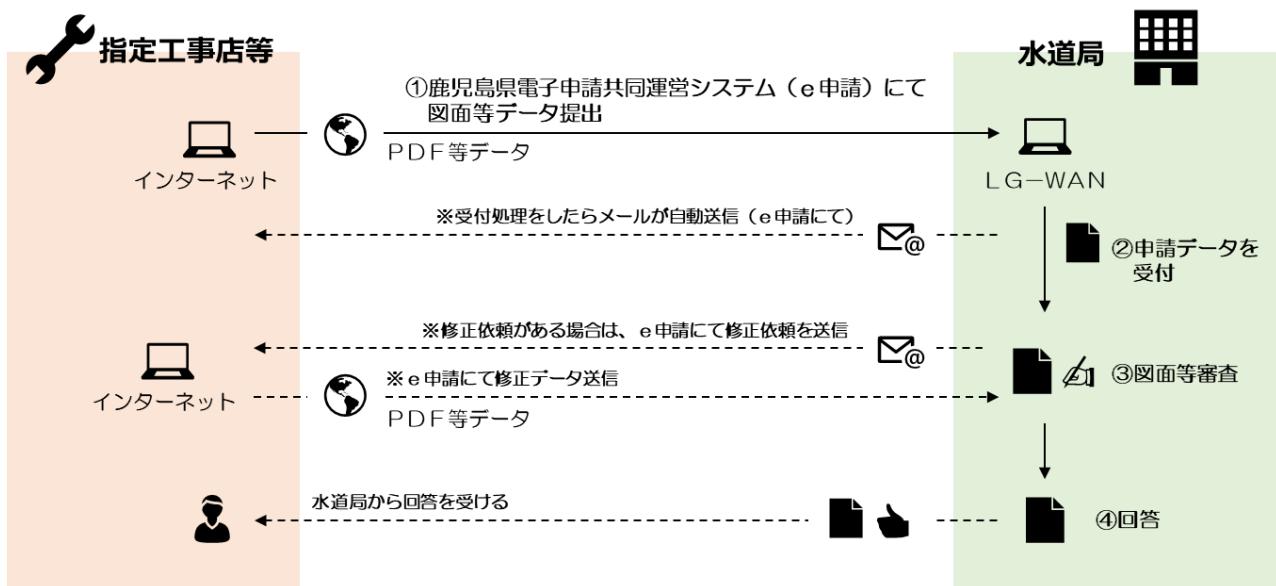
1.1 電子申請可能な事前協議

令和6年4月から下表に示す給水装置・排水設備工事の各種事前協議について、鹿児島県電子申請共同運営システム（以下、「e申請」という。）を利用して、電子申請を行うことができます。電子申請を利用する際は、注意事項の確認をお願いします。

表 電子申請を行うことができる各種事前協議一覧（令和6年4月現在）

事前協議名	備考
3階直結給水事前協議書	指定給水装置工事事業者のみ申請可能
直結増圧式給水事前協議書	指定給水装置工事事業者のみ申請可能
特例直結直圧式給水事前協議書	指定給水装置工事事業者のみ申請可能
管工事（給水）（排水）申込み事前協議書	
増圧猶予特例依頼書	
打ち合わせメモ（水道連結型スプリンクラー設備）	
大規模給水・排水申込みによる相談・協議書	

電子申請を利用した事前協議は、以下の図のような流れで協議・回答を行います。



手順 No.	解説
①	協議書や図面をあらかじめ作成し、e申請で協議書や図面など必要な書類を提出します。 (事前協議に必要な書類は、窓口提出の場合と変わりません。)
②～③	協議書・図面の内容を水道局が確認をします。 (メールや電話等にて修正依頼や質疑を行う場合があります。)
④	協議結果を通知します。 (回答方法はこれまで通り、回答書や電話回答にて行います。)

1.2 利用上の注意事項

①電子申請を行う際は、e申請への利用者登録が必要です。利用者登録の方法は、e申請のページをご確認ください。

(URL : <https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>)

②必要な添付書類は、事前協議書や申請フォームに掲載していますので、よく読んで提出をお願いします。差し戻しや再申請が必要となった場合には、再提出日が申請日となり、審査期間がさらに必要になる場合があります。

③e申請での電子申請（申請の入力・送信）は、原則24時間365日利用可能です（定期的なメンテナンスがありますので、e申請のページをご確認ください）。ただし、水道局での受付（申請内容や書類の確認）は、提出時間等に応じて翌営業日以降扱いになる場合がありますのでご注意ください。

水道局営業日：月曜日～金曜日 8:45～16:30（ただし、祝・休日及び12月29日～1月3日を除く）

④申請内容に誤りや、必要な添付書類が全て提出されていない場合は、申請を受理することができません。画面に表示された内容や申請内容をよく読んで申請してください。

⑤電子申請の利用料は無料ですが、それらに関する通信料は、利用者様負担となります。

⑥事前協議後、計画に変更が生じた場合は、再度協議が必要です。計画変更の場合は、水道局の事前協議担当者へお問い合わせください。

2 電子申請の手続き方法

※画像は3階直結給水事前協議の場合について示していますが、

協議の種類によって、画面の表示などは異なります。基本的な操作は同じですが、

画面に表示される内容をよく読んで入力・操作をお願いします。

- ①鹿児島市水道局のホームページを開き、「指定工事事業者向け」をクリックします。

The screenshot shows the official website of the Kagoshima City Waterworks Bureau. At the top, there is a navigation bar with links for Foreign language, Easy-to-read Japanese, Voice-to-text, Text Size, and Emergency Information. The main header features the city's logo and name. On the left, there is a banner for emergency information about water bills due to the novel coronavirus. Below it, there are two tabs: '注目情報' (Spotlight Information) and '新着情報' (New Information), with '新着情報' currently selected. A large section titled '注目情報等' (Information) follows. At the bottom of this section are links for '注目情報一覧' (List of Spotlight Information) and '注目情報RSS'. To the right, there is a sidebar with links for various services, and at the bottom, a grid of links for customers and contractors, where the '指定工事事業者向け' link is highlighted with a red box.

②「給水装置・排水設備工事に係る電子申請」をクリックします。

 鹿児島市  → Foreign language → やさしい日本語 → 音声読み上げ・文字サイズ

鹿児島市水道局 > 入札・契約 > 指定工事事業者向け

指定工事事業者向け

- [給水装置工事施行基準・排水設備工事施行基準](#)
- [指定工事事業者向けのお知らせ・通知など](#)
- [様式集（給水装置工事及び排水設備工事）](#)
- [指定工事事業者の申請・変更手続き](#)
- [指定給水装置工事事業者の指定の更新制（5年）の導入](#)
- [給水負担金の後納制度](#)
- [給水装置工事申請の契約内容（定型約款）](#)
- [給水装置・排水設備工事に係る電子申請](#)

Google 提供
 鹿児島市水道局サイト内を検索
 鹿児島市全体を検索
検索

鹿児島市水道局 →
水道局事業の概要 →
広報・広聴、情報公開 →

③給排水設備課が電子申請で受け付けている手続の一覧が表示されます。申請したい手続きについて、選択してください。

（HP作成後スクショを挿入する）

④e申請の手続情報ページが開くので、手続名に間違いがないかを確認し、「電子申請をする」を選択します。

鹿児島県電子申請共同運営システム
(e(いー)申請)
鹿児島県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

文字を大きく 文字を標準へ 文字を小さく

利用者登録はこちら サービスに関するお問い合わせはこちら

初めてご利用の方

手続案内

手続名・各種説明を確認！

申請先	鹿児島市
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書
お問い合わせ先	〒890-8585 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-10 給排水設備課（南部・北部審査係） 電話：099-213-7111
概要説明	給排水設備工事に係る各種事前協議書の受付フォームです（共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議書を除く）。 あらかじめ、必要書類（申請書や位置図、配管図、平面図等）を用意し、このフォームから提出してください。
手続方法	e申請へのログイン後、入力フォームに必要事項を入力してください。その後、添付ファイルにて必要書類の提出をお願いします。 各種書類は、PDFやWord (.docx) やExcel (.xlsx) での提出をお願いします（CADデータの受付はシステムの仕様上できません）。
記載方法等	事前協議を電子申請で行う場合、添付資料はすべて電子データでの提出が必要です。
公開期間	2023年12月18日～
受付期間	公開期間と同じ
用紙サイズ	縦1ページ

電子申請をする(電子証明書が不要)

⑤あらかじめ利用登録しておいた、利用者ID・パスワードを利用して、ログインします。

(ログインできない場合は、「ログインできないとき」をクリックし、画面の指示に従って操作してください。)

鹿児島県電子申請共同運営システム

(e(いー)申請)

鹿児島県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

文字を大きく 文字を標準へ 文字を小さく

利用者登録は
こちら

サービスに関する
お問い合わせはこちら

▶ ログイン

- この先の機能をご利用いただくには、ログインが必要です。
- 利用者IDとパスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

※初回ログイン時の「利用者ID」「パスワード」はメールにて通知しております。

利用者ID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>
<input type="button" value="ログイン"/>	

gBiz ID GビズIDでログイン

利用者登録

利用者登録を行い、利用者IDを発行します

ログインできないとき

利用者IDの通知もしくは仮パスワードを再発行します

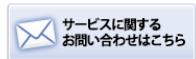
[手続案内へ戻る](#)

⑥申請フォームが表示されます。画面の指示に従って、必要事項を入力してください。

鹿児島県電子申請共同運営システム (e(いー)申請)

鹿児島県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

文字を大きく 文字を標準へ 文字を小さく



申請書入力 > 添付資料選択 > 手続方法 > 送信内容確認 > 送信完了 >

申請書入力

- 申請書に必要事項を入力し、【次へ】をクリックしてください。

申請先	鹿児島市
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書

[手続案内](#)

給排水設備工事に関する事前協議書

ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。

必須 印は必須項目です。必ずご記入ください。

60分間通信がない（ページ移動がない）場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されます。ご記入に時間がかかる場合は一時保存をご利用ください。

事前協議の種類

[1] 提出する事前協議書 **必須**

ブルダインから提出する事前協議書を選択してください。複数提出はできません。また、各戸検針及び各戸微収に係る事前協議書（普通式）の事前協議の提出はできません。

3階直結給水事前協議書

- 3階直結給水事前協議書
- 直結増压式給水事前協議書
- 特例直結直圧式給水事前協議書
- 増圧猶予特例依頼書（事前協議の前段階）
- 管工事（給水・排水）事前協議書
- 大規模給水・排水申込みによる相談・協議書
- 水道連結型スプリンクラー設備に関する事前協議

（200文字まで）

[3] 担当者名

⑦入力が終わると、下側に注意事項等が表示される場合があります。表示された内容をよく読んでから次にお進みください。

※添付資料などに不備があると、受付が出来ませんので、必ずよく読んで提出をしてください。

申請書入力 > 添付資料選択 > 手続方法 > 送信内容確認 > 送信完了

▶ 申請書入力

- 申請書に必要事項を入力し、【次へ】をクリックしてください。

申請先	鹿児島市
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書

手続案内

提出書類について

【5】3階直結給水事前協議書の提出書類 必須

次の「添付資料」の画面にて、以下の書類を添付してください（システムの都合上、CADファイルの提出はできません。PDF等に変換ください）。

- 協議書
- 位置図
- 配管図（戸番図）
- 平面図
- 給水装置立面図
- 損失水頭計算書
- その他（協議に必要と判断した書類）

提出書類はよく確認を！
次の項目で使用します。

(1個まで選択可能)

上記内容を確認し、次画面でファイル添付します。

各事前協議における注意事項

【12】提出における注意事項 必須

・事前協議は、提出する協議の種類によって回答までの期間が異なります。

○3階直結給水事前協議書、特例直結直圧式給水事前協議書、増圧猶予特例依頼→回答まで約1か月が必要です。

○その他の協議→回答まで約2週間が必要です。

ただし、建物の規模や水道本管・下水道本管の敷設状況により、回答にそれ以上の期間がかかる可能性があります。

・電子申請の受付番号や、申請後に発行される受付票は回答を受け取るまで大切に保管してください。

・図面等について疑問点がある場合は、メールや電話にて担当者に問い合わせを行う場合があります。

(1個まで選択可能)

上記内容を確認し、事前協議を提出します。

各種説明を確認したら、「次へ」をクリック

次へ

⑧必要な添付書類を電子データでアップロードしてください。

※システムの仕様上、CAD データでの受付はできませんので、PDF ファイル等に変換の上、提出ください。

1) 「ファイルを選択」をクリックし、提出するファイルを選択します。

添付資料選択

- 申請に必要な添付資料を指定してください。
- 【参照】をクリックして対象ファイルを選択後、【追加】をクリックすると添付されます。
- 添付資料が複数ある場合は、同じ操作を繰り返してください。
- すべての添付資料を追加し終えたら【次へ】をクリックしてください。
- 添付可能な資料のファイルサイズは1ファイルあたり最大10 MB、合計サイズは最大20 MBです。

申請先	鹿児島市
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書
手続案内	

添付資料

ファイル選択	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 選択されていません <input type="button" value="↓ 追加"/>
添付結果	

次へ

2) ファイルが選択されたら、「添付資料」に選択したファイル名が表示されます。間違いがなければ、「↓追加」をクリックしてください。

添付資料選択

- 申請に必要な添付資料を指定してください。
- 【参照】をクリックして対象ファイルを選択後、【追加】をクリックすると添付されます。
- 添付資料が複数ある場合は、同じ操作を繰り返してください。
- すべての添付資料を追加し終えたら【次へ】をクリックしてください。
- 添付可能な資料のファイルサイズは1ファイルあたり最大10 MB、合計サイズは最大20 MBです。

申請先	鹿児島市
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書
手続案内	

添付資料

ファイル選択	<input type="button" value="ファイルを選択"/> 事前協議書.pdf <input type="button" value="↓ 追加"/>
添付結果	

次へ

3) 「添付結果」に追加したファイルが表示されます。

※提出するデータを誤った場合は、「削除」をクリックして、データを削除してください。

▶ 添付資料選択

- 申請に必要な添付資料を指定してください。
- 【参照】をクリックして対象ファイルを選択後、【追加】をクリックすると添付されます。
- 添付資料が複数ある場合は、同じ操作を繰り返してください。
- すべての添付資料を追加し終えたら【次へ】をクリックしてください。
- 添付可能な資料のファイルサイズは1ファイルあたり最大10 MB、合計サイズは最大20 MBです。

申請先	鹿児島市	
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書	手続案内

添付資料

ファイル選択	ファイルを選択 選択されていません ↓ 追加
添付結果	①書類1：事前協議書.pdf 削除

次へ

4) この1) ~3) の操作を繰り返し、必要な添付書類を全て提出します。添付が完了したら、「次へ」をクリックしてください。

▶ 添付資料選択

- 申請に必要な添付資料を指定してください。
- 【参照】をクリックして対象ファイルを選択後、【追加】をクリックすると添付されます。
- 添付資料が複数ある場合は、同じ操作を繰り返してください。
- すべての添付資料を追加し終えたら【次へ】をクリックしてください。
- 添付可能な資料のファイルサイズは1ファイルあたり最大10 MB、合計サイズは最大20 MBです。

申請先	鹿児島市	
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書	手続案内

添付資料

ファイル選択	ファイルを選択 選択されていません ↓ 追加
添付結果	①書類1：事前協議書.pdf ②書類2：位置図.pdf ③書類3：配管図.pdf ④書類4：平面図.pdf ⑤書類5：アイソメ図.pdf ⑥書類6：損失計算書.pdf 削除 削除

次へ

添付資料が全て提出されれば、
「次へ」をクリック

⑧手続方法について、「本人区分」の確認があるので、該当するものをクリックし、「次へ」をクリック。

▶ 手續方法入力

• 手續方法を指定し、【次へ】をクリックしてください。

申請先	鹿児島市
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書
手續方法	
本人区分	<input type="radio"/> 本人 <input checked="" type="radio"/> 代理人
<input type="button" value="次へ"/>	

⑨申請内容の確認が表示されます。

- 1) 「申請書表示」をクリックして、入力した内容や注意事項について確認してください。
- 2) 「添付資料」の一覧を確認して、必要書類が全て提出されているが確認してください。
- 3) 問題がなければ、「送信」をクリックして提出してください。

▶ 送信内容確認

• 【送信】ボタンをクリックした後にブラウザの「戻る」、「更新」、「中止」操作を行わないでください。
• 申請書を送信します。
• 内容をご確認の上、よろしければ【送信】をクリックしてください。

申請先	鹿児島市	
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書	
手續案内		
<input type="button" value="申請書表示"/>		
送信内容		
添付資料	① 書類1：事前協議書.pdf	<input type="button" value="表示"/>
	② 書類2：位置図.pdf	<input type="button" value="表示"/>
	③ 書類3：配管図.pdf	<input type="button" value="表示"/>
	④ 書類4：平面図.pdf	<input type="button" value="表示"/>
	⑤ 書類5：アイソメ図.pdf	<input type="button" value="表示"/>
	⑥ 書類6：損失計算書.pdf	<input type="button" value="表示"/>
本人区分	代理人	
<input type="button" value="送信"/>		

⑩送信完了です。「受付結果」の「受付番号」や、「申請書控え保存」で保存される「申請書」は事前協議の回答があるまで大切に保管してください。

▶ 送信完了

- 申請書の送信が完了しました。
- この申請に関する審査状況などは、「申請履歴」のページからご確認いただけます。
- お問い合わせの際には「受付番号」が必要となりますので、念のためこのページを印刷して保管されることをお勧めします。
- なお、このページの情報はメールでもお知らせします。

申請先	鹿児島市
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書
受付結果	
受付日時	2024年01月15日 10時34分
受付番号	76542

[申請履歴を表示する](#)

[申請書控え保存](#) [申請書の控えをダウンロードします](#)

[ページ印刷](#) [このページを印刷します](#)

⑪登録したメールアドレスに、受付確認メールが送信されます。ご確認ください。

(画面なし)

以上で申請は完了です。水道局が図面の確認等を行い、再提出や質疑等を行う場合がありますので、対応をお願いします。

3 電子申請後に不備等が確認された場合

電子申請後、水道局は提出書類や申請内容を確認します。誤りや提出書類が全て提出されていないなどの不備がある場合は、水道局から e 申請を通じて、修正や再提出を指示するメールが届きます。その際は、次の手順で修正や再提出を行ってください。

- ①登録しているメールアドレス宛に、修正や再提出を指示するメールが届きます。内容を確認し、記載されている URL をクリックします。



鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）

=====このメールは「鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）」にご登録いただいたお客様のアドレスにお送りしています。
返信メールでお問い合わせいただいても、お答えができませんので
あらかじめご了承願います。
=====このたびは鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）をご利用いただきありがとうございます。
お客様からいただいた申請について、記載内容に不備がありました。
理由欄をご確認の上、修正をお願いします。

【申請先】鹿児島市
【手続き名】給水装置・排水設備工事に係る事前協議書
【受付日時】2024年01月15日 10時34分
【受付番号】76542

【通知日時】2024年01月15日 11時40分

【理由】
○○を修正してください。

■ご対応のお願い
記載内容について修正をお願いします。
なお、先に提出いただいた申請を申請履歴から削除したい場合は、
取り下げをお願いします。
申請内容の修正方法および、取り下げ方法は、
鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）ページ下部にあります
「システム説明」からご確認いただけます。

■申請内容のご確認方法
鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）にログイン後、
「申請履歴」へお進みください。

※このメールの内容やお客様の申請履歴は、次のページでご覧いただけます。

鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）

e 申請のアドレスが表示されます

※1申請元の選択画面右上の「ログイン」ボタンから
ログインいただくことでご覧いただけます。

②「電子申請サービスを利用する」をクリックします。

鹿児島県電子申請共同運営システム (e(いー)申請)

鹿児島県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

文字を大きく 文字を標準へ 文字を小さく



鹿児島県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

③画面右上の「ログイン」をクリックします。

鹿児島県電子申請共同運営システム (e(いー)申請)

鹿児島県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

文字を大きく 文字を標準へ 文字を小さく

利用者登録は
こちら

サービスに関する
お問い合わせはこちら

ログイン

④ユーザーID・パスワードを入力して、ログインします。

鹿児島県電子申請共同運営システム (e(いー)申請)

鹿児島県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

文字を大きく 文字を標準へ 文字を小さく

利用者登録は
こちら

サービスに関する
お問い合わせはこちら

ログイン

- この先の機能をご利用いただくには、ログインが必要です。
- 利用者IDとパスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

※初回ログイン時の「利用者ID」「パスワード」はメールにて通知しております。

⑤「最近の申請」が一覧で表示されます。修正指示がきた申請について、「詳細」をクリック。

最近の申請

受付番号	申請日	手続名	手續案内	提出先	本人区分	通知書	申請状態	詳細
76542	2024年01月15日	■ 給水装置・排水設備工事に係る事前協議書	手續案内	鹿児島市	代理人	-	補正待ち	詳細

⑥修正の指示内容が表示されますので、「申請取り下げ」や「修正申請」など必要に応じて選択してください。

※今回の例では、「修正申請」を選択しています。

詳細

- 選択された申請書に関する詳細を表示しています。
- 申請書の内容や審査状況をご確認いただけます。

申請先	鹿児島市
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書

[手續案内](#)

■補正指示 (送信いただいた申請書につきまして、恐れ入りますが次の通りご対応いただきますようお願いします。)

補正情報

通知内容 ○○を修正してください。

■選択された申請の基本的な情報です。

基本情報

申請日時	2024年01月15日 10時34分
受付番号	76542
申請者名	

■あなたが指定された申請の手続方法です。

申請手続方法

本人区分	代理人
------	-----

■ボタンを押すことで申請済みの情報表示ができます。

情報表示

申請書	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書	表示
添付資料	事前協議書.pdf	表示
	位置図.pdf	表示
	配管図.pdf	表示
	平面図.pdf	表示
	アイソメ図.pdf	表示
	損失計算書.pdf	表示

[申請履歴へ戻る](#)

[申請取下げ](#)

上記の申請を取下げるとともに、申請履歴から消去します。

[修正申請](#)

上記の申請内容を修正する申請書入力を開きます。

⑦確認が表示されるので、受付番号等を確認し、「はい」をクリック。

修正申請

- 申請内容を修正する申請書の入力を開始します。

申請先	鹿児島市
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書

[手続案内](#)

■選択された申請の基本的な情報です。

基本情報

申請日時	2024年01月15日 10時34分
受付番号	76542
申請者名	
本人区分	代理人

この申請書を修正する申請書入力を開始してもよろしいですか？

[はい](#)

⑧申請フォームが表示されるので、必要に応じて修正してください。

申請書入力

- 申請書に必要事項を入力し、【次へ】をクリックしてください。

申請先	鹿児島市
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書

[手続案内](#)

給排水設備工事に関する事前協議書

ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。

必須 印は必須項目です。必ずご記入ください。

60分間通信がない（ページ移動がない）場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されます。ご記入に時間がかかる場合は一時保存をご利用ください。

事前協議の種類

【1】提出する事前協議書 **必須**

プルダウンから提出する事前協議書を選択してください。複数提出はできません。また、各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議書（普通式）の事前協議の提出はできません。

3階直結給水事前協議書

事前協議者

【2】協議提出者 **必須**

(注意) 事前協議者ではなく、事前協議を提出する方を入力してください（会社の場合は会社名）。
(200文字まで)

○○工業株式会社

⑨入力が完了したら、「次へ」をクリックします。

【13】提出者について 必須

選択した事前協議は、鹿児島市の指定給水装置工事事業者のみ提出が可能です。該当する場合は下のチェックボックスにチェックを入れてください。
(1個まで選択可能)

指定工事事業者による提出です。

次へ

申請書一時保存 入力途中の申請書を一時的に保存します

申請中止 申請書の入力を中止して「申請先の選択（トップページ）」へ戻ります

⑩添付書類に不備がある場合は、この画面で添付ファイルの再提出・削除等をお願いします。

※完了したら「次へ」をクリック。

添付資料選択

- 申請に必要な添付資料を指定してください。
- 【参照】をクリックして対象ファイルを選択後、【追加】をクリックすると添付されます。
- 添付資料が複数ある場合は、同じ操作を繰り返してください。
- すべての添付資料を追加し終えたら【次へ】をクリックしてください。
- 添付可能な資料のファイルサイズは1ファイルあたり最大10 MB、合計サイズは最大20 MBです。

申請先	鹿児島市
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書 手続案内

添付資料

ファイル選択	ファイルを選択 選択されていません ↓ 追加	
添付結果	①書類1：事前協議書.pdf	削除
	②書類2：位置図.pdf	削除
	③書類3：配管図.pdf	削除
	④書類4：平面図.pdf	削除
	⑤書類5：アイソメ図.pdf	削除
	⑥書類6：損失計算書.pdf	削除

次へ

⑧手続方法について、「本人区分」の確認があるので、該当するものをクリックし、「次へ」をクリック。

▶ 手續方法入力

• 手續方法を指定し、【次へ】をクリックしてください。

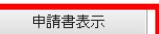
申請先	鹿児島市	
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書	手続案内
手續方法		
本人区分		<input type="radio"/> 本人 <input checked="" type="radio"/> 代理人
		

⑨再提出する申請内容の確認が表示されます。

- 1) 「申請書表示」をクリックして、入力した内容や注意事項について確認してください。
- 2) 「添付資料」の一覧を確認して、必要書類が全て提出されているが確認してください。
- 3) 問題がなければ、「送信」をクリックして提出してください。

▶ 送信内容確認

• 【送信】ボタンをクリックした後にブラウザの「戻る」、「更新」、「中止」操作を行わないでください。
• 申請書を送信します。
• 内容をご確認の上、よろしければ【送信】をクリックしてください。

申請先	鹿児島市	
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書	手続案内
送信内容		
添付資料	① 書類1：事前協議書.pdf	
	② 書類2：位置図.pdf	
	③ 書類3：配管図.pdf	
	④ 書類4：平面図.pdf	
	⑤ 書類5：アイソメ図.pdf	
	⑥ 書類6：損失計算書.pdf	
本人区分	代理人	
		

⑩送信完了です。「受付結果」の「受付番号」や、「申請書控え保存」で保存される「申請書」は事前協議の回答があるまで大切に保管してください。

▶ 送信完了

- 申請書の送信が完了しました。
- この申請に関する審査状況などは、「申請履歴」のページからご確認いただけます。
- お問い合わせの際には「受付番号」が必要となりますので、念のためこのページを印刷して保管されることをお勧めします。
- なお、このページの情報はメールでもお知らせします。

申請先	鹿児島市	
手続名	給水装置・排水設備工事に係る事前協議書	手続案内
受付結果		
受付日時	2024年01月15日 10時34分	
受付番号	76542	

[申請履歴を表示する](#)

[申請書控え保存](#) [申請書の控えをダウンロードします](#)

[ページ印刷](#) [このページを印刷します](#)

⑪登録したメールアドレスに、受付確認メールが送信されます。ご確認ください。

(画面なし)

以上で再提出は完了です。

お問い合わせ先

- 電子申請の手続内容に関するお問い合わせ（必要書類や入力内容などに関すること）

〒890-8585 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1-10

鹿児島市水道局 総務部 給排水設備課 南部・北部審査係（水道局本庁舎 1F）

電話番号 （南部審査係）099-213-8523 （直通）
（北部審査係）099-213-8524 （直通）

メールアドレス （南部審査係）kyu-nanbu@city.kagoshima.lg.jp
（北部審査係）kyu-hokubu@city.kagoshima.lg.jp

- e 申請についてのお問い合わせ（利用者登録、ログインができないなどのお問い合わせ）

e 申請のページから、「サービスに関するお問い合わせ」をクリックし、表示される内容を確認してください。

(URL : https://shinsei.pref.kagoshima.jp/public_46/inquiry.html)

マニュアル更新履歴

更新日	更新内容
令和 6 年 3 月	マニュアル作成・ホームページへ公開
令和 8 年 1 月	開庁時間変更に伴う内容修正